

令和 3 年 6 月 28 日現在

機関番号：23903

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2020

課題番号：19K23111

研究課題名（和文）人的ネットワークの構造からみる平安時代の社会変容 中央と地方の關係に注目して

研究課題名（英文）Considering Social transformation in the Heian period from the structure of human networks-Focusing on the relationship between the central and local areas-

研究代表者

手嶋 大侑（TESHIMA, Daisuke）

名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・研究員

研究者番号：20843147

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 900,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究課題で得た主要な成果は次の二つである。一つは、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵『除目申文之抄』が、これまで逸書とされ、逸文しか残されていないとされてきた平安後期の貴族藤原伊通の除目書『九抄』の一部の写本であることを明らかにしたことである。もう一つは、中央と地方の人的ネットワークを支える年官（皇族・貴族が持つ官職推薦権）の機能が、11世紀後半から形骸化しはじめることを明らかにしたことである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究により、従来逸書とされてきた『九抄』（一部）の写本を発見できたことは、近年研究が盛んな中世の公事・除目研究に資するものになり、それは、前近代における日本貴族社会の特質の解明につながる意義がある。また、11世紀後半における中央と地方の人的ネットワークのあり方の変化を解明できたことは、古代から中世への社会変容の様相解明に寄与する成果であり、それは時代が大きく変わる時期において、当時の人々がどのような人間関係を大切にしていたのかを明らかにする（人的ネットワークの観点から日本社会の特質を明らかにすること）につながる。ここに、本研究成果の社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：This research revealed that "Jimokumousibuminosyo除目申文之抄"-possessed by the Shoryo Department, Imperial Household Agency- is some codex of "Kjusyo九抄" and Ability to build central and local relationships of Nenkan年官 begin to be lost in the Late 11th century.

研究分野：日本古代史

キーワード：年官 院政期 人的ネットワーク 『除目申文之抄』 『九抄』

様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

研究代表者はこれまで、中央と地方の人的ネットワークという観点から、中央社会と地方社会を一体のものとして捉え、平安中期の社会構造の解明に取り組んできた。

平安中期の人的ネットワークについては、これまで中央の貴族社会の内部にある主従関係や親族関係が主な分析対象となって議論されてきた。そうした中、研究代表者は、皇族・貴族に与えられていた任意の者を国司などの地方官に推薦できる権利である「年官」に着目し、年官による推薦・任官によって、政治的・社会的な人間関係が形成・維持されることに気づき、年官を素材に研究を進めてきた。その成果として、2017年に論文「平安中期の年官と庄園」(『日本歴史』830)を発表し、従来その様相が不明瞭であった平安中期における中央の皇族・貴族と地方の有力者の人的ネットワークを具体的に描き出すことに成功した。その後も、この観点から研究を進め、受領による任国支配と年官の関係や、平安前期の荘園経営の基盤となった中央と地方の人的関係なども明らかにし(「平安中期における受領と年官」『歴史学研究』983、2019年。「高子内親王家の庄園経営」『日本歴史』854、2019年)、中央と地方の人的ネットワークの具体的様相とその重要性、及び平安前期から中期にかけての連続性を指摘してきた。

しかし、人的ネットワークが重要であることは、いつの時代も同じである。人的ネットワークの観点から、平安社会の特質を考える時、人的ネットワークの構造が時代をおってどう変化していくのかを明らかにすることが重要な課題となる。

2. 研究の目的

以上の課題を踏まえて、設定した本研究の目的は、平安中期の中央と地方の人的ネットワークの構築・維持のあり方が、その後どう変容したのか、その具体的な様相を明らかにし、その上で、当時の人的ネットワーク構造の時代的特徴を明らかにすることである。

3. 研究の方法

上記の目的を達成するため、本研究では以下の方法を採用した。

(1) 人的ネットワークを描き出す素材として年官・年爵・院分を分析

これまでの研究において、研究代表者は、年官を素材に中央と地方の人的ネットワークを描き出し、分析を進めてきたが、本研究では、より幅広い人的関係の様相を捉えるため、年官に加えて、年爵(院宮が持つ叙位・加階の申請権)と院分(院・女院が持つ受領への推薦権)も分析対象にした。

また年官・年爵・院分を地方関係史料(荘園関係史料など)と絡めて分析することによって、中央と地方の人的ネットワークの形成・維持における年官・年爵・院分の役割を明らかにする。

(2) 現地踏査・フィールドワーク

年官・年爵・院分と関連させて分析する所領として、①宇多院領秩父牧(武蔵国)、②小野宮家領高田牧(筑前国)、③藤原実資領美作荘(美作国)に注目したが、これらの関係史料の読解をより正確に、より緻密にするために、これら荘園・牧跡地の現地踏査を実施しようとした(※ただし、新型コロナウイルスの流行で移動が困難となったため、実施できなかった)。

(3) 未翻刻史料の活用

本研究で主要な分析対象となる年官・年爵・院分の事例は、未翻刻史料にも多く含まれている。本研究では、未翻刻史料にも目を配り、事例の蒐集に務めた。また未翻刻史料を研究に活用するにあたっては、その史料の性格を明確にしておく必要があるため、史料そのものの分析も行った。

4. 研究成果

本研究を通して得られた成果は以下の通りである。

(1) 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵『除目申文之抄』の史料的研究

本研究では、年官などの事例を収める未翻刻史料にも目を配り、事例蒐集につとめたが、その作業の一環として、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵『除目申文之抄』(函架番号415・223)の分析を行った。本史料は、『大日本史料』第2編、宮崎康充編『国史補任』、榎野廣造編『平安人名辞典』等で部分的に利用・翻刻されている史料になるが、これまで注目されず、研究に活用されることがなかった史料になる。しかし、本史料には、平安中・後期の独自の任官事例が100例以上も収められており、そのうちの多くは年官による任官事例であった。こうした理由から、2019年度は、まず『除目申文之抄』の検討からはじめた。

その結果、第一に、『除目申文之抄』にみえる二つの記述が、これまで逸書とされ逸文しか残されていないと考えられてきた藤原伊通の除目書『九抄』の逸文(『魚魯愚抄』所引の『中山抄』所引)と一致することが明らかになった。第二に、『除目申文之抄』に収められている除目申文

の検討から、本史料所収の申文には、伊通の祖父俊家が執筆を務めた除目で使用された申文が多く含まれていることが判明した。除目で使用された申文（成文）と大間は、除目終了後、執筆を務めた人物のもとに残されたこと、俊家のもとにあった申文は、俊家の死後、彼の子孫に伝えられたと考えられることを踏まえ、俊家執筆時の申文が多く含まれていることは、『除目申文之抄』の内容は伊通の編著書であることを示唆していると理解される。

第三に、洞院公賢『魚書秘伝別抄』所収の一条経通書状と鷹司冬教書状にみえる『九抄』に関する記述と、『除目申文之抄』の内容の比較から、同史料は、『九抄』8巻のうちの「土代巻」と呼ばれる部分に該当することが判明した。

以上より、『除目申文之抄』は『九抄』「土代巻」の写本であることが明らかとなり、本史料の研究への活用が可能となった。この成果は、これまで逸書とされていた史料の発見だけでなく、中世の公事・除目研究に資する意義あるものになった（この成果は名古屋古代史研究会で発表。論文として再投稿中）。

また、一部ではあるものの、『九抄』の内容を公開することは、近年研究が盛んな中世の公事・除目研究に資するものになると考え、同史料の全文翻刻作業も2020年度に実施した。なお、これは、本研究課題当初には予定していなかった作業になるが、新型コロナウイルスの影響で実施困難となった現地踏査（フィールドワーク）に変わるものとして取り組むことにした。ただし、この作業は研究期間中に終わることができなかつたので、研究期間後も引き続き作業を進めている。

(2) 所領経営と年官・年爵・院分の関係

(1)の成果を踏まえて、『除目申文之抄』所収事例を分析し、藤原実資が花山院別当であったことを明らかにした。これにより、小野宮家領筑前国高田牧の経営に関わると考えられる年官事例を新たに見出すことができた。そして、高田牧経営における年官と年爵の事例、宇多院領秩父牧の経営と年爵・院分の事例、『小右記』『権記』にみえる東三条院の推挙事例（院分と理解される）などの検討を通して、所領経営に必要な人的ネットワークの形成・維持には、年官だけでなく、年爵や院分も関わっていたという理解をより深めることができた。その一方で新たな課題も出てきた。それは、年官・年爵・院分の相互補完的關係を明確に実証しなければならないというもので、この新しい課題をクリアしてはじめて、この内容は論文としての基準に達するものになると考える。しかし、この新たな課題については、本研究期間中に達成することができなかつたので、今後も引き続き検討していく。

(3) 花山院と藤原実資の關係性の解明

花山院と藤原実資の關係性の時期的な推移を明らかにした。これは、(2)の副次的な成果になる。これまでの花山院と実資の關係性については、その關係の良し悪しも含め、研究者の理解にバラつきがあった。しかし、『除目申文之抄』の検討により、実資が花山院別当であったことが明らかになったことで、両者の關係性の時期による推移を明確にすることができた。まず、『小右記』の分析から、実資が花山院の別当に就任したのは、長保元年（999）7月であったことを明らかにした（この時実資は花山院から、「院事一向可_レ行_レ之由」を仰せつかった）。次に、『小右記』における花山關係記事を通覧すると、実資の花山院別当就任の前後で、実資の花山に対する対応に相違が見られることを指摘した。具体的には、別当就任以前には、実資と花山の親密な關係を示す記事は見当たらない一方、別当就任以後には、両者の親密な關係を示す記事が確認されるという点である。ここから、実資の別当就任が転機となり、実資と花山の關係は好転したことを明らかにした。

この成果は、撰関期の政治史だけでなく、当該期の基本史料の一つ『小右記』の正確な読解にもつながる意義あるものだと考える（この成果は、第3回明翔会研究報告会で発表。現在、論文化中）。

(4) 中央と地方の人的ネットワークを形成・維持する年官の機能の形骸化

『大間成文抄』『魚魯愚抄』『魚魯愚別録』『除目申文抄』『除目申文之抄』に収められた年官による推薦文書（年官申文）の検討を通して、まず11世紀後半より、特定の国の国司を望まない年官による推薦事例が増え始めることを指摘した。次に、この変化の背景を探るべく、当該期の年官に関する記述を持つ『帥記』逸文や『江記』逸文を検討し、11世紀後半には、年官による推薦に与ることを希望する者が減少していた状況を読みとることができ、こうした社会の変化が原因で、上述のような推薦の変化が起こったと理解した。

次いで、平安中期における年官による被推薦者の多くを占めていたと思われる地方有力者の肩書に着目し、時期による変化を分析した。その結果、10・11世紀前半には多く確認できていた他国の任用国司が、11世紀後半には見えなくなり、当国の任用国司のみ見られる状況になっていたことが判明した。さらに、11世紀後半頃より、中央の除目で任じられる国司ではない、在庁職としての国司号が成立することから、この時期以降に見られる当国の国司号は、在庁職であり、地方有力者が望む官職は、中央で任じられる国司から在庁職へ移行していったのではないかと見通しを得た。

以上を踏まえ、本研究では、地方社会における変化（地方有力者が望む官職の変化）により、年官に与ることを望む者が減少し、年官による推薦に変化が起こったと理解し、ここに、平安中

期において確認された中央と地方の人的ネットワークを形成・維持する年官の機能が形骸化し、人的ネットワークの構造に変化が起こったと指摘した（この成果は、第4回古代地域社会史研究会で発表。現在、論文化中）。

この成果により、人的ネットワークの観点から、平安時代400年の社会推移の様相を描き出す展望が開けたとともに、年官の歴史的意義を明確化する糸口も獲得することができた。

こうした成果の一方で、新たな課題も確認できた。具体的には、上記の変化と中世荘園制成立の関係、地方有力者の肩書の変化と在庁職成立の関係（本研究期間内では見通しを得ただけなので、さらなる検討が必要）、地域差の問題などである。今後は、こうした課題も含めて、11世紀後半における人的ネットワーク構造の変化の様相をより具体的に究明していく必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 手嶋大侑
2. 発表標題 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵『除目申文之抄』と藤原伊通の除目書
3. 学会等名 名古屋古代史研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 手嶋大侑
2. 発表標題 官職推薦の変化からみる平安中・後期の地方社会
3. 学会等名 第4回古代地域社会史研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 手嶋大侑
2. 発表標題 除目史料の可能性 - 花山院と藤原実資 -
3. 学会等名 第3回明翔会研究報告会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------